

第159回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成19年7月26日(木) 午後2時00分～4時30分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成18年度 第4・四半期)
 - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成18年度 第4・四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成19年3月～7月)
 - (4) 「平成19年新潟県中越沖地震」の対応について
 - (5) 発電設備に係る総点検結果および再発防止対策について
 - (6) 高速増殖原型炉もんじゅについて
 - (7) その他
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

(4) 「平成19年新潟県中越沖地震」の対応について

[原子力安全・保安院 根井 原子力発電検査課長より説明]

[県 櫻本 原子力安全対策課長より説明]

[関西電力株式会社 肥田 副事業本部長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 今回の地震については、原子力安全・保安院の事前のチェック体制が機能していなかったのではないのか。薦田原子力安全・保安院長も現地へ行ってチェックが甘かったとっておられるが、保安院として反省すべき点や今後の地震対策について、資料No. 4-1に何も書かれていない。
- ・ 資料に I A E A（国際原子力機関）の調査受入れを認めたとある。当初、保安院は渋っていたらしいが、現場から受け入れるべきだと、国際的に安全であるということを確認してもらうことが大事だといわれて、受け入れを認めた。この I A E A の調査は、いつ頃、何名程度で行われるのか。わかっているのであれば、お教え願いたい。

(原子力安全・保安院：根井 原子力発電検査課長)

- ・ 通常、震災が起きたときには、まずは応急復旧対策や現場確認を行う。この資料は、そういう観点からの資料であることをご理解いただきたい。
- ・ 薦田が現地を訪れて申したのは、事業者からの報告が遅れたなど、我々も含めて、初動段階の対応について、今後の教訓として反省すべき点があるという趣旨の発言であった。
- ・ 地震当日深夜に、甘利 経済産業大臣から勝俣東京電力社長に対し、資料の2の(7)にあるとおり、「想定した地震動を超える地震動が確認されたことについて、安全が確認されるまで、運転の再開を見合わせることを」を申し上げた。
- ・ 現在運転中の原子力発電所は旧（耐震設計審査）指針を元に、設計時の知見を最大限活用して評価されているが、昨年改定された新（耐震設計審査）指針では、

最新の知見を活用することが求められており、今回の地震の経験をしっかりと取り込んだ評価が求められる。このことも含めて、今回発生したことを謙虚に受けとめ、しっかり確認していく必要があるということを、大臣が都度申し上げている。

- ・ 二点目の I A E A に関して、我々は受入れを拒否したというようなことは一切ない。正確に申し上げれば、エルバラダイ事務局長のシンガポールの講演での発言の後、日本時間の19日に派遣の用意があるという連絡が事務局からあった。連絡は、「日本が自力で対処できるということはわかっているが、国際的に知見を共有するという観点から、いわゆる援助ではなく、日本と一緒に作業をするために派遣をする用意がある。」という内容であった。我々は翌20日にやり方についてよく相談したいと連絡し、その後、23日に具体的な相談を始めようと連絡した。
- ・ 現在の状況としては、I A E A 側でどういうメンバー構成で、いつ頃なら来れるかということを検討しているところである。I A E A 側にも準備の時間が必要なため、I A E A 側からいつ頃なら可能であるかという連絡がくるのを待っている。

(藤野 県議会議員)

- ・ 地元消防との連携を密にしていると資料に書かれているが、本当に現場において消防との連携ができるのか。何かあったときには、発電所入口のゲートを誰が開けるのか。いろいろ対応があるとは思いますが、まずは責任者が入口にいることが大切である。
- ・ しっかりやっていただきたいというのが地域からのお願いである。

(関西電力：肥田 副事業本部長)

- ・ 関西電力においては、美浜発電所は敦賀美方消防組合、大飯発電所・高浜発電所は、若狭消防組合と警防協定を結んでいる。
- ・ 昨年3月の大飯発電所での火災の教訓を踏まえ、(発電所の)警備隊長の判断で入口ゲートが開けられることや、当直が消防署の署員を火災現場まで案内すること、管理区域での火災の場合には消防署の方が来られる前に線量の評価を行うことなどを消防組合と協議して決めて、現在、運用しているところである。

○議題説明

(5) 発電設備に係る総点検結果および再発防止対策について

[原子力安全・保安院 根井 原子力発電検査課長より説明]

[日本原子力発電株式会社 佐藤 発電管理室長代理より説明]

[関西電力株式会社 肥田 副事業本部長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・資料No. 5-3の8ページに原子力分野の対応として、「検査制度見直しの一部先行実施及び充実」とあるが、これは検査期間を短くしようということではないのか。これだけたくさん隠されていたにもかかわらず、検査期間を短くするのは納得できない、容認できないというのが、住民の感情であり、関係自治体の意見だと思う。関係自治体や住民の意見を無視して、技術的に可能であるから検査期間を短くするというのは絶対反対である。十分検討することが大事である。
- ・この項目については削除していただき、もっと関係自治体と十分協議しながら検討することが大事だと考える。また、この件について、県はどのように考えているのか。

(原子力安全・保安院：根井 原子力発電検査課長)

- ・一部先行実施するものは二点ある。一点目は再発防止の徹底、いわゆる品質保証において不適合が発生した時の再発防止・未然防止を徹底するために、根本的な原因分析を要求するというものである。
- ・個人のミスが作業環境であったり組織のマネジメントに起因している場合、その根元の原因をきちんと究明して処置するための方法論を議論して確立しつつある。これを来年4月から導入しようとしていたものを、この秋から準備を始めて、年内に導入する。同じようなミスが、違うところで再び起こらないような措置の徹底を、準備が出来次第早めにと考えている。
- ・二点目は、今回の総点検の結果を踏まえると、起動停止時の操作の確認をしっかりやったほうがいいということで、これを保安検査の対象にする。

- ・また、運転制限の逸脱が発生した際に、我々に報告を求めているが、運転制限の逸脱は不定期に発生するものだが、現在の保安検査は定期的を実施している。このため、報告を受けた段階で立入調査を行い、保安規定上の措置を事業者がしっかりととっていることを確認するという仕組みを構築する。これは、今回の総点検で、運転制限から逸脱しているにもかかわらず、必要な措置をとらずにごまかしていたという事例が相当数みられたということからの対応である。
- ・この点については、新しい検査制度で改善することが予定されており、今回、先行実施するというものである。
- ・保全の全体にかかわる部分の議論については、停止中の安全管理という宿題があることから、技術的な検討をもう1ヶ月くらいしっかりと行っただうえで、答えを出す予定である。

(県：櫻本 原子力安全対策課長)

- ・県としては、事業者のために経済性を優先するのではなく、発電所の安全確保を最優先とした制度にすること、あるいは制度の見直しにあたっては、地元住民の十分な理解を得るということを強く要請している。

(藤野 県議会議員)

- ・事業者はしっかりとしなければいけない。事業者に反省がないのは残念だ。もっとなかの人間関係を良くすべき。人づくりが重要。最新の施設を持っているが、根幹が緩んでいる。もっとしっかりして欲しい。事業者は、どのような気持ちでいるのか、反省をしているのか。

(日本原電：佐藤 発電管理室長代理)

- ・ただいまのご指摘、非常に真摯に受け止めた。日本原電としては15件、敦賀発電所では12件の事案が判明し、社長の指示のもと、今後二度とこのようなことが起こらないよう再発防止対策に全社一丸となって取り組んでいく所存である。

(関西電力：肥田 副事業本部長)

- ・ 今回の件については本当に申し訳なく思っている。
- ・ 美浜3号機事故の再発防止対策に全社一丸となって取り組んでおり、その中でも一般の担当者や協力会社の方々とのコミュニケーションをしっかりとっていくことが一番の根幹であると考えており、継続して実施している。当社では社内のみならず協力会社との境をなくし、対等な立場で何でも言いあえるような職場をつくろうと努力をしている。

(山口 美浜町長)

- ・ 我々は議会と一緒にこの件については聞いており、その際にも要望しているが、再発防止対策をしっかりとやっていただきたい。

○議題説明

(6) 高速増殖原型炉もんじゅについて

[原子力安全・保安院 荒川 新型炉規制室長より説明]

[日本原子力研究開発機構 柳澤 理事より説明]

(藤野 県議会議員)

- ・ 資料No. 6-1の16ページから21ページに記載のある燃料被覆管の腐食について、フランスのフェニックスではどうなっているのか。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・ 原子力機構からのデータを基に、我々も国内外のデータを調査しており、最新知見の確認はしている。フェニックスでの腐食状況については、手元に資料がないので、この場ではお答えできないが、海外も含めて腐食状況のデータは調べている。

(西本 県議会議員)

- ・もんじゅの運転再開については、地域住民の一人として非常に不安を感じている。
- ・資料を見ると平成20年度から性能試験を実施するようだが、慎重の上にも慎重に進めていただきたい。少しでも不安があったら撤退するくらいの気持ちで進めていただきたい。これは原子力機構にも、福井県にも強く要望したい。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・燃料の安全審査についても万全に行うとともに、原子力機構から説明のあったいろいろな確認試験についても、大事なところに関しては使用前検査として、国の検査官が立ち会って、検査を実施する。また、長期に停止した設備について、劣化状況について保安検査の中で確認している。
- ・国として、安全の確認をしっかりしていきたい。

(原子力機構：柳澤 理事)

- ・「もんじゅ」は国家基幹技術に選ばれており、世界からも日本の高速炉の開発は高い期待を受けている。その中で、我々は慎重の上にも慎重に、着実に歩みを進めていく。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・10年間止まっている原子炉を動かすために、保管している燃料を使う。その安全審査を実施している。また、追加する燃料については、燃焼度をあげている。すべて新しい燃料に取り替えれば、このようなことは必要ない。
- ・「もんじゅ」の後継炉となる実証炉について、「もんじゅ」と同じループ型となるのか、フランスのタンク型となるのか。新聞記事では、ループ型とタンク型の間を取った中間型になるとのことだが、そうすると「もんじゅ」を無理をして動かさなければならない理由がないのではないかと。地元も非常に心配しているのだから、「もんじゅ」はやめていくのが一番いいのではないかと思う。県には、言うべきときは言うような姿勢が必要である。

- ・ 今度、原子力機構の理事長に就任された岡崎さんは、かつて科学技術庁の事務次官のときに、プルトニウムを増殖することについて、周辺諸国に核開発をしているのではないかと、いらざる疑問を抱かせるので、増殖については試験をして、(増殖比が) 1.2 に達することがわかれば、それ以降は増殖はしないと声明している。
- ・ ところが最近、すべて増殖して燃やすということに変わってきている。これでは周辺諸国から、日本はプルトニウム大国ではないのかという批判を受けると思う。国際的に考えても、日本はプルトニウム政策についてきっちり方向付けすべきではないのか。また、「もんじゅ」の後継炉についても、形態が変わっていくのであれば、もう少し考えるべきではないか。この点についても、県は、国に対して言うべきことは言う姿勢が必要である。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・ (燃料については) 古いとか新しいとかそういった観点からではなく、同じレベルの安全が確保されているかという観点から審査や検査を実施している。機構から出された申請について、審査基準や技術基準から適切かどうかを客観的に審査している。

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果 (平成18年度 第4・四半期)
[県 原子力環境監視センター 寺川 所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果 (平成18年度 第4・四半期)
[県 水産試験場 村本 海洋資源部長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況 (平成19年3月～7月)
[県 原子力安全対策課より説明]

質疑なし

以 上